

測量法第34条で定める「作業規程の準則」の一部改正に関する 意見募集について

令和6年12月23日
国土交通省国土地理院
企画部

測量法（昭和24年法律第188号）第34条に規定されている「作業規程の準則」は、公共測量における標準的な作業方法等を定め、その規格を統一するとともに、必要な精度を確保すること等を目的とするものであり、測量計画機関が公共測量作業規程を定める際の規範となるものです。

国土地理院では、新たな測量技術や基準の動向等を踏まえ「作業規程の準則」の一部改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆さまの御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

意見募集要領

1. 意見募集対象

「作業規程の準則」の一部改正（案）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」に掲載するほか、国土交通省国土地理院企画部技術管理課において資料を配布いたします。

3. 意見募集期間

令和6年12月23日（月）から令和7年1月27日（月）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付はいたしかねますので、御了承願います。

- ① 電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合
電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）の
意見提出フォームから御提出ください。
- ② 電子メールの場合（テキスト形式でお願いいたします。）
電子メールアドレス：gsi-junsoku-34/at/gxb.mlit.go.jp
（※スパムメール対策のため、「@」を「/at/」と表示しておりますので、送信の際
は「@」に変更してください。）
- ③ 郵送の場合
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省国土地理院企画部技術管理課 意見募集担当あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用いたします。

6. 問合せ先

国土地理院企画部技術管理課 意見募集担当

電話番号 029-864-6046

(意見提出様式)

国土地理院企画部技術管理課 意見募集担当あて

「作業規程の準則」の一部改正(案)に対する意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	
所 属	(会社(団体)名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
御 意 見	(該当箇所) (御意見) (理 由)